

紋別小学校いじめ防止基本方針（令和2年4月一部改訂）

紋別市立紋別小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことと、いじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことが必要である。また、発達障がいを含む児童等、特に配慮が必要な児童生徒に対して適切に支援を行うなど、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切である。

日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのために、教職員の資質の向上に向けた適切な研修を計画的に行うことが不可欠である。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な情報を提供していく必要がある。

4 いじめ防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・・・「どの子ども参加、活躍できる授業の工夫」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・複数体制によるT.T.やグループ別指導の実施
 - ・意見を交流・発表し合える場面の設定（言語活動の充実）
 - ・個に応じた学習サポートの場の設定
- (2) 学習規律の徹底・・・共通した学習規律による一貫した指導
 - ・チャイム席
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方など
- (3) 学級経営の充実
 - ・学校経営プログラムによる計画的な学級経営と温かな学級における人間関係
 - ・話し合い活動の育成、学級会活動の充実
 - ・学級集団の中での居場所づくり
 - ・発達障がいを含む児童等、特に配慮が必要な児童に対しての適切な支援
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の場の設定
 - ・義務教育9年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
 - ・特別活動、学校行事の主体的な運営と参加
 - ・学級活動の充実
 - ・委員会活動の充実
- (6) 道徳教育の充実、共生学習の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
 - ・ネットトラブル防止教室の実施

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 日常の観察
 - ・朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- (2) 教育相談の実施
- ・随時、保護者との懇談、及び必要に応じて個人面談を実施
- (3) いじめアンケートの実施
- ・6月と11月に実施し、必要に応じて個別の面談を実施
- (4) 子ども理解支援ツール「ほっと」やQ-Uテストによる学級生活状況調査
- (5) 北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動によるネットパトロール

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。また、重大事態が発生した場合には、北海道いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・別途「組織的な対応の流れ」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児

童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ防止対策委員会を活用し、必要に応じてアドバイザーやスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3か月を目安。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合はより長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・学校は被害児童生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有す。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<構成員>

- ・基本的に職員全員で構成
- ・進行は教頭が行う。
- ・具体的対応は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、担任、その他関係職員を中心に協議をする。場合により、教育委員会、アドバイザー、スクールカウンセラー等の外部構成員を加える場合もある。

【別紙資料】

- ・重大事態対応フロー図
- ・組織的ないじめ対応の流れ

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 → **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

組織的ないじめ対応の流れ

「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

